

事務連絡
令和2年9月9日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
国際市場課長

建設分野における外国人材の受入れについて（情報提供）

人手不足が深刻な建設業においては、即戦力人材としての外国人材の活用が多いに期待されています。こうした中、新しい在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが平成31年に4月に始まり、令和2年6月末現在、既に374名の特定技能外国人の方が働いておられます。

建設分野における特定技能外国人の受入れについては、業界団体による一般社団法人建設技能人材機構（JAC）を中心に、今般、特定技能制度の本格的な運用を開始したところであり、今後、できるだけ多くの建設企業に制度を有効に活用いただきたいと考えております。

具体的には、8月20日（木）、求人求職マッチング実施のため、JACが国内において特定技能としての就労を希望する外国人を対象としたホームページを公開しました。

また、JACは、8月28日（金）、建設分野初の特定技能評価試験（鉄筋継手職種）を富士教育センターで実施し、現在他職種で実習中の技能実習生をはじめとする33名の方が受験しました。国内試験については、来週9月15日（火）に土工職種での試験が予定されているほか、今後も様々な職種について実施予定です。

一方、ベトナムにおいて、8月末、JACが、現地訓練校と提携する送出機関と労働者提供契約を締結しました。これにより、訓練・試験を通じたベトナムからの特定技能外国人の送り出しの仕組みが整い、現在、11月の訓練開始、年度内の技能試験実施を目指して求人募集等の準備を進めております。今後、更に対象国の拡大を図っていく予定です。

また、特に、現に技能実習生等を受け入れている企業におかれては、この特定技能制度を利用すれば、実習終了後も引き続き実習生等に就労していただくことが可能になります。その場合、実習生等の国内在留中に特定技能への在留資格切替を行っていただくと企業の皆様に様々なメリットがあります。

については、貴団体におかれましては、傘下企業に対して、上記の旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

（添付資料）

- ① 建設分野における外国人材の受入れ（国土交通省資料）
- ② 求人求職マッチングに係るプレスリリース（令和2年8月20日付）（国土交通省資料）
- ③ 特定技能制度のご案内 日本在留中の切替がおすすめ！（JAC資料）

なお、在ベトナム日本国大使館及び金融庁から以下の資料の周知依頼があったところ、併せて傘下企業への周知をお願いいたします。

（添付資料）

- ④ ベトナム人技能実習生の受入れに係る留意事項（在ベトナム日本国大使館資料）
- ⑤ 外国人の預貯金口座・送金利用について（金融庁資料）